

山口県報

平成21年
3月17日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 三

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 三

通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (水産振興課) 四

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 四

秋穂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 五

小都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 五

公告

平成二十一年度前期実施技能検定試験の実施 (労働政策課) 五

平成二十一年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施 (労働政策課) 九

県営鹿野大潮地区 (桶山換地区) 中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指定 (農村整備課) 〇

選管告示

直接請求に必要な有権者の数 一

山口県告示第百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年三月十七日から同年四月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社
住 所 熊本市八幡二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社山口工場
所在地 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (枚/日)	力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
六五	四〇〇		平成二一、 四、三〇	平成二一、 五、七	平成二一、 五、七	連 続
"	"		平成二一、 五、一	平成二一、 五、二九	平成二一、 五、二九	"
"	"		平成二一、 七、一	平成二一、 九、一	平成二一、 九、一	"
"	"		"	"	"	時 の 使 用 間 隔
"	"		"	"	"	日 当 た り の 使 用 間 隔
"	"		"	"	"	季 節 的 変 動 の 概 要

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

有機排水処理施設	種 類		項目	汚 水 等 の 状 態 の 値	
	処理後	処理前		通 常 最 大	通 常 最 大
	七	一	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	五・八
	一五	九〇〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	二二	一、〇〇〇
	二〇	二五	浮遊物質 (mg/l)	二五	三〇
	二	二	鉍油類 (mg/l)	二	二
	一	一五〇	窒素 (mg/l)	一	一五〇
	二	二	燐 (mg/l)	二	二
	一五・五	一五・五	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	一五・五	一五・五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
有機排水処理施設	鋼板製	二二	長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
"	排水処理施設	九五〇	中和還元・凝集 沈殿・長時間 ばっ気	"	"	"	"	"	"

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	九〇〇	一、〇〇〇	一・五七五
"	五八	七〇	一
六五	三、〇〇〇	四、〇〇〇	〇・〇〇一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設		排水処理施設		排水処理施設		排水処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
七	二・五	七	二・五	七	二・五	七	二・五
八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八
一五	一〇六・九	一五	一〇六・九	一五	一〇六・九	一五	一〇六・九
二二	一三九	二二	一三九	二二	一三九	二二	一三九
二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五
二五	三〇	二五	三〇	二五	三〇	二五	三〇
〇・三	七五・二	〇・三	七五・二	〇・三	七五・二	〇・三	七五・二
〇・五	二七八・九	〇・五	二七八・九	〇・五	二七八・九	〇・五	二七八・九
〇・〇五	六四・二	〇・〇五	六四・二	〇・〇五	六四・二	〇・〇五	六四・二
〇・一	七三・二	〇・一	七三・二	〇・一	七三・二	〇・一	七三・二
五〇	五七二・八五	五〇	五七二・八五	五〇	五七二・八五	五〇	五七二・八五
一〇〇	六三三・八五	一〇〇	六三三・八五	一〇〇	六三三・八五	一〇〇	六三三・八五
	七四四・八五		七四四・八五		七四四・八五		七四四・八五

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・六	二	五	三、三二〇
〇・五	〇・三	〇・五	〇・〇五	三、五九〇

山口県告示第百二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 森野加入区 浮島加入区
- 通津加入区 柱島加入区
- 平郡加入区 室津加入区
- 久賀加入区
- 神代加入区
- 祝島加入区
- 大島町加入区
- 大島加入区
- 平生町加入区

山口県告示第百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意

- 光加入区 下松加入区
- 新南陽加入区 秋穂加入区
- 宇部岬加入区 新宇部加入区
- 南風泊加入区 六連島加入区
- 黒井加入区 角島加入区
- 見島加入区 須佐加入区
- 榑ヶ浜加入区 戸田加入区
- 東岐波加入区 床波加入区
- 藤曲浦加入区 王喜加入区
- 蓋井島加入区 室津下加入区
- 仙崎加入区 大島加入区

に関する告示(平成十七年山口県告示第百十六号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十一年三月三日限り消滅した。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

和木加入区

山口県告示第百十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

越ヶ浜区域	区	域	区	分
大型定置網漁業及び総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業				

山口県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 南岩国停車場磯崎線
 道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	新	旧			
岩国市尾津町二丁目一地先から 同市門前町二丁目四五四の一地先まで	最狭 一七・七・六五	最狭 一七・八	三三八・一	三三八・一	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南岩国停車場磯崎線	岩国市尾津町二丁目一地先から 同市門前町二丁目四五四の一地先まで	平成二十一年三月十八日

山口県告示第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称 山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 山口都市計画下水道事業山口市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年十月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

山口市桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、金古曾町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、円政寺町、堂の前町、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、石観音町、道祖町、大市町、中河原町、中市町、東山一丁目、東山二丁目、米屋町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣大夫町、木町、香山町、滝町、水の上町、大手町、春日町、亀山町、道場門前一丁目、道場門前二丁目、黄金町、鱈石町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、本町一丁目、本町二丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、緑町、中園町、三和町、荻町、宮島町、元町、熊野町、泉都町、松美町、朝倉町、錦町、神田町、楠木町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、前町、下市町、今井町、富田原町、赤妻町、泉町、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東三丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、葵一丁目、葵二丁目、周布町、若宮町、穂積町、幸町、矢原町、宝町、宮野上、宮野下、上宇野令、八幡馬場、野田、大殿大路、円政寺、上野小路、下野小路、後河原、久保小路、諸願小路、新馬場、中河原、銭湯小路、大内御堀、大内矢田、吉敷、中尾、矢原、朝田、平井、吉田、黒川、小郡上郷、小郡下郷、江崎、深溝、嘉川及び佐山

山口県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、秋穂都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十七日

一 施行者の名称

山口市

山口県知事 二 井 関 成

二 都市計画事業の種類及び名称

秋穂都市計画下水道事業秋穂町公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年二月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

山口市秋穂東及び秋穂西

山口県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、小郡都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十七日

一 施行者の名称

山口市

山口県知事 二 井 関 成

二 都市計画事業の種類及び名称

小郡都市計画下水道事業小郡町公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十二月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

山口市小郡御幸町、小郡高砂町、小郡船倉町、小郡大江町、小郡緑町、小郡黄金町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡若草町、小郡前田町、小郡維新町、小郡平成町、小郡給領町、小郡栄町、小郡三軒屋町、小郡上郷及び小郡下郷



(九三) 平成二十一年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十一年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	仕上り	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職 種
配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	ワイヤ放電加工	数値制御彫り放電加工 数値制御旋盤 数値制御フライス マシニングセンタ	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 水研削盤 数値制御旋盤 数値制御フライス マシニングセンタ	造園工事	室内園芸装飾	試 験 科 目

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 (一) 実施職種
 技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。
 1 一級及び二級の技能検定

サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	畳製作	タイル張り	左官	とび	石材施工	プラスチック成形	印刷	建具製作	家具製作	木型製作	婦人子供服製作	建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備
ビル用サッシ施工	保温保冷工事	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	ウレタン系塗膜防水工事 アクリル系塗膜防水工事 シリコン系防水工事 FRP防水工事	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	模型製作	婦人子供注文服製作	建設機械整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図	産業車両整備

内装仕上げ施工	左官	とび	電子機器組立て	機械保全	仕上り	工場板金	建築板金	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職種	2 三級の技能検定	フラワー装飾	広告美術仕上げ	塗装	表装
鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	左官	とび	電子機器組立て	機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金	平面研削盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシンングセンタ	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤	造園工事	室内園芸装飾	試験科目		フラワー装飾	広告面粘着シート仕上げ	建築塗装 金属塗装	壁装

園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ 施工 塗装 フラ ワー装飾	職種	2 三級の技能検定	園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 表 装 鉄道車両製造 整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工	園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 表 装 鉄道車両製造 整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工	機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立 建設機械整備 婦 人子供服製造 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製 作 内装仕上げ 施工 広告美術仕上げ	造園 金属熱処理 金属プレス加工 サツシ施工 塗装	産業車両整備 プラスチック	成形 とび 防水施工	職種	3 単一等級の技能検定	路面標示施工 溶融ペイントハンドマーカー工事	職業種	試験科目	産 業 洗 浄 高圧洗浄	路 面 標 示 施 工	塗 装 金属塗装	フラ ワー 装 飾 フラワー装飾	
			平成二十一年九月六日 (日曜日)	平成二十一年八月三十日 (日曜日)	平成二十一年八月二十三日 (日曜日)													

金属熱処理

平成二十一年八月二十三日
(日曜日)

3 単一等級の技能検定

職 種	実施期 日
産業洗浄	平成二十一年八月二十三日 (日曜日)
路面標示施工	平成二十一年九月六日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十一年四月二日(木曜日)から同月十五日(水曜日)まで(郵送の場合は、四月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級及び二級の技能検定

職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千七百円
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 業車両整備 鉄道車両製造 整備 建設機械整備 木型製作 家具製作 建具製 作印刷プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 製作 製作 製作 水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕 けフラワー装飾	一万六千五百円

2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	五千五百円

3 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	一万六千五百円

4 単一等級の技能検定

職 種	手 数 料
路面標示施工 産業洗浄	一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十一年六月一日(月曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては

平成二十一年八月二十八日(金曜日)、その他の技能検定にあつては同年十月二日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(九四) 平成二十一年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十一年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施三級及び基礎一級の技能検定

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、

絶縁縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 基礎二級の技能検定

1 に規定する職種及び紙器・段ボール箱製造

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)



山口県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十一年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二四、三五八 二六九、六四五
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 〇三九 熊毛郡選挙区 〇四三 下関市選挙区 〇七四 宇部市選挙区 〇八八 山口市選挙区 〇九七 山口市選挙区 一〇七 萩市選挙区 一〇七 防府市選挙区 一〇七 岩国市選挙区 一〇七 光市選挙区 一〇七 柳井市選挙区 一〇七 美祢市選挙区 一〇七 周南市選挙区 一〇七 山陽小野田市選挙区 一〇七

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六九、六四五
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	

平成二十一年三月十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）